# 千葉大学医学部附属病院　副看護部長募集要項

| | |
|---|---|
| １．募集職種 | 千葉大学医学部附属病院　看護部　副看護部長 |
| ２．募集人員 | 若干名 |
| ３．就任予定日 | 令和９年４月１日（任期３年、再任は原則１回） |
| ４．応募資格 | 看護師の免許を有し、当院の看護部の運営に熱意があり、次の各号に該当する者<br>１）人格識見に優れ、心身ともに健康である者<br>２）看護部長、副看護部長、看護師長若しくは看護系教員として十分な経験を有する者又はこれと同等の資格及び経験を有する者 |
| ５．提出書類 | （１）履歴書（別紙様式）<br>（２）業績目録（別紙様式）<br>（３）看護師免許証（写）<br>（４）看護部門における詳細な業務実績及び抱負（様式任意）<br>（５）推薦状（様式任意）※学外者の場合 |
| ６．応募締切 | 令和８年１２月１１日（金）（必着） |
| ７．選考方法 | １次：書類審査<br>２次：面接（１２月下旬頃を予定） |
| ８．書類提出先・本件照会先 | 〒２６０－８６７７　千葉市中央区亥鼻１－８－１<br>千葉大学医学部附属病院総務課人事企画調整室人事調整係<br>ＴＥＬ：０４３－２２６－２２２２<br>E-mail：xag6019@office.chiba-u.jp |
| ９．その他 | 封書の表に「副看護部長応募書類在中」と朱書きすること。 |

※　任期の末日が特定日（就業規則第７条の２第１項）を超える場合は、特定日の前日をもって任期の末日となる（内規第４条第５項の準用）。

# 副看護部長候補者選出基準

令和８年１１月１１日
副看護部長候補者選出委員会

国立大学附属病院は、一般病院と比して、診療機能のみならず、教育及び研究機能を有する特殊性を持った組織である。医療の質及び安全性を確保しつつ、先端医療の研究・開発を推進し、将来の優れた医療人を育成するとともに、社会及び地域医療に貢献する使命を担っている。

大学病院の運営における看護部の役割は大きく、当院においても同様である。看護部長を補佐し、看護部の運営を担う副看護部長を選出するため、以下の選出基準に基づき、候補適任者を病院長に推薦するものとする。

なお、この基準は、看護部長候補者選出基準（令和８年７月２７日看護部長候補者選出委員会決定）を、千葉大学医学部附属病院看護部長選考等内規第１１条の規定により副看護部長の選出に準用するに当たり、副看護部長の職務に応じて必要な読替えを行ったものである。

**【求められる資質及び能力】**

看護師の免許を有し、当院看護部の運営に熱意があり、優れたマネジメント能力を備えた者で、人格及び識見に優れ、職務遂行に必要な健康状態を有するとともに、患者第一の看護を志す者とする。

また、看護部長、副看護部長、看護師長若しくは看護系教員として十分な管理又は教育経験を有する者、又はこれらと同等の経験及び能力を有する者とする。

なお、当院が直面する課題を的確に認識し、客観的な現状分析に基づき、その解決に向けて主体的かつ柔軟に行動する力を有することが重要である。

**１．管理運営**

**（１）看護部長を補佐する立場から、病院経営及び病院運営の視点を有する**

病院経営の現状及び課題を的確に理解し、看護部門の視点にとどまらず、病院全体の立場から課題解決に取り組むとともに、看護部長を補佐し、看護部の取組を通じて病院経営及び病院運営に積極的に貢献することができる。

**（２）病院の理念・方針に基づき、看護部の効果的な管理運営を遂行する**

病院及び看護部の理念・方針に基づき、看護部長を補佐して看護部の目標の実現に向けて担当部門の職員を牽引するとともに、限られた人員を適正かつ効果的に活用し、看護師長等の計画的な人材育成を行いながら、既存の慣行にとらわれず、社会情勢や時代の変化に柔軟に対応した管理運営を遂行することができる。

**（３）他部門及び他職種との円滑な連絡調整及び連携を実践する**

セクショナリズムに陥ることなく、他部門及び他職種と円滑に連携し、チーム医療及び病院全体の協力体制の構築に積極的に取り組むとともに、看護部長及び他の副看護部長と協力し、看護部門としてのリーダーシップを発揮することができる。

**（４）責任感及び意欲を持ち、適切な健康管理を行う**

強い責任感と職務への意欲を有し、自らの健康管理を適切に行うとともに、看護部職員の心身の健康保持及び働きやすい職場環境の整備に取り組むことができる。

**２．社会活動**

**職務に関連する対外的な活動に積極的に参画できる識見を有する**

地域社会及び国際社会のニーズを踏まえ、関係機関との連携を図るとともに、行政機関、学会及び関係団体等の活動に積極的に参画し、そこで得た知見を看護部運営及び病院運営に還元することができる。